

# 都立港特別支援学校 施設開放事業

★施設使用を希望される団体は、事前に電子申請による団体登録が必要です。以下の内容をご確認ください。

## <団体登録受付>

★受付期間 令和8年2月3日～令和8年2月28日

★受付方法 WEB フォームに必要事項を登録してください。

<https://logoform.jp/form/tmgform/1406444>

- 1) 都立学校体育施設使用団体登録申請書
- 2) 登録団体構成表

## <団体登録要件>

- 1) 主に都内に在住、在勤、在学の方で構成された 10 名以上の団体（ただし、障害のある人や、障害のある人を支援する人で構成されている場合は、5名以上）。
  - 2) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
  - 3) アマチュア・スポーツ活動を目的としている団体
  - 4) 営利を目的としない団体
  - 5) 団体の運営が計画的、組織的かつ民主的に行われており、定期的にスポーツ活動を行っている団体
  - 6) 前年度以前に管理指導日誌の提出がない団体、または使用頻度が著しく低いと認められる団体
- ※公平な観点から、複数の団体に所属するのはお控えくださいようお願いいたします。

## <施設開放・時間>

●校庭（グラウンド）…………… テニス・サッカー・フットサル

●13時～16時

## <施設開放予定日>

開放日数：添付資料（令和8年度施設開放予定表）をご覧ください。

※部活動等により中止になることがあります。予めご了承ください。

※使用申込に関する詳細は、団体登録確定後に「都立学校施設使用団体登録証」とともにご案内します。

必要に応じて学校から登録証の提示を求められる場合があります。登録証は大切に保管してください。

## <注意事項>

- ・責任者の交替等、登録内容が変更になる場合は、年度途中でも、再度の申請が必要です。登録内容に変更がある場合には、学校まで御連絡ください。
- ・団体の責任者の方には、管理指導員をお願いしております。



## 問い合わせ先

東京都立港特別支援学校 施設開放事業担当

東京都港区港南3-9-45

TEL 03-3471-9191